

京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン

本市において、スマートフォン（以下「スマホ」という。）のアプリケーション（以下「アプリ」という。）を積極的かつ安全に活用するための具体的手続、個人識別性の高い情報（以下「利用者情報」という。）を取得する場合の留意点等を明示した「京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン」を以下のとおり定める。

1 アプリを取り巻く状況

スマホの利用は、平成26年度末には、携帯電話端末の総契約件数（約1億2千万件：社団法人電気通信事業協会調べ）の半数以上になるとも言われており、今後は若者のみならず高齢者の利用増加も見込まれている。急速な普及の背景には、インターネットのホームページを閲覧する機能の充実と、様々なサービスを提供しているアプリの活用が挙げられる。

また、本市が整備に取り組んでいる「京都どこでもインターネット KYOTO Wi-Fi」など、市民や観光客が外出先から快適にインターネットに接続できる環境が整いつつあることから、今後、スマホの利用が更に加速することが見込まれる。

民間企業においては、飲食店などのクーポン配信アプリ、電車やバスの乗換案内アプリ、フェイスブックやツイッターといったソーシャルメディアをより便利に使うためのアプリ、スマホとインターネット上のサーバで写真を共有するアプリなど、様々な分野で活用されている。

自治体においては、市民生活に密着した情報（子育て世帯への保育所情報の提供等）を自治体から利用者に対して配信できるアプリ、自分の位置情報に応じて周辺の観光地・公共施設などの情報を地図上で確認できるアプリ、被災時にインターネットへ接続できない状況でも最寄りの避難所地図を確認できるアプリなど、幅広い分野で活用できる。

2 アプリのメリット等

(1) アプリのメリット

アプリには、以下のようなメリットがあり、アイデア次第で幅広い分野で展開することができる。

- ・ 携帯性に優れているため、外出先でも利用しやすい。
- ・ インターネット接続機能により、リアルタイムな情報を提供することができる。
- ・ GPSの位置情報、写真データ、地図情報を利用して、市民や観光客に有効なサービスを提供できる。
- ・ 利用者が操作しなくても、必要な情報をアプリの提供者から配信することができる。
- ・ インターネットが繋がらない場所でも動作する。
- ・ スマホの画面にアプリのアイコンを並べ、少ないタッチ操作でサービスを利用できる。

【アプリの活用例】

- ・ 市民生活に密着した情報（子育て世帯への保育所情報の提供等）を、自治体から利用者に対して配信できる。
- ・ 自分の位置情報に応じて、周辺の観光地・公共施設などの情報を地図上で確認できる。
- ・ 被災時に、インターネットへ接続できない状況でも、最寄りの避難所地図を確認できる。
- ・ 特定の場所に行くと、自動的に周囲の観光情報などを受信できる。
- ・ スマホを持って市内を回遊するだけで、スタンプラリーの参加・旅行記の作成ができる。
- ・ スマホを持ってジョギングや散歩をするだけで、距離・消費カロリーを表示できる。
- ・ 市民や観光客と職員が、カメラで撮影した写真を、フェイスブックなどのインターネット上で簡単に共有できる。

(2) アプリを活用する場合の注意事項

利用者情報を容易に取得できるため、個人情報保護法違反やプライバシー侵害となるおそれがある。

- ・ スマホの電話帳データなどの利用者情報を、容易に取得できるため、不適切に取得すると、個人情報保護法違反やプライバシー侵害となるおそれがある。
- ・ スマホで撮影された写真や動画データをアプリで利用する場合、無断で撮影・公表した写真が、肖像権やプライバシーの侵害となるおそれがある。

3 ガイドライン策定の目的

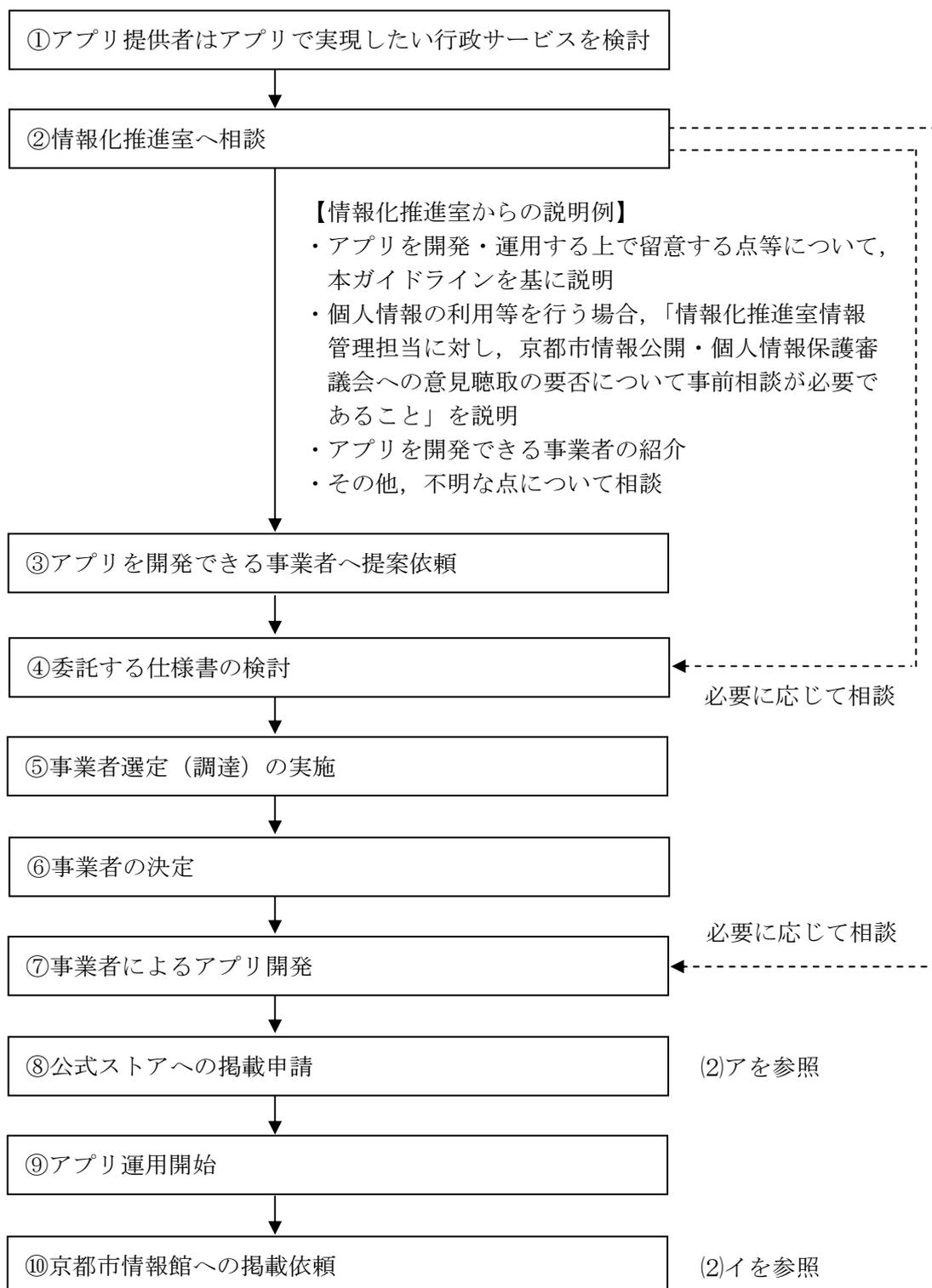
スマホの急速な普及に伴い、更なる市民サービスの向上のために、行政サービスにアプリを効果的に活用することが求められている。一方、アプリを活用するに当たっては、個人情報の取扱いに十分に留意する必要がある。

そこで、本市の情報発信・行政サービス提供をより総合的、戦略的、体系的に推進していくとともに、情報セキュリティの確保に万全を期すことを目的として、アプリを積極的に活用するための具体的な手続、利用者情報を取得する場合の留意点等を明示した「京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン」を定める。

4 アプリの積極的な活用

本市においては、市民や観光客などが、より豊かな時間を過ごすことができるように、アプリの積極的な活用を推進する。そこで、アプリを提供する主管課（以下「アプリ提供者」という。）が、開発の検討段階から運用までの手続・推進体制・利用促進方法を明示する。

(1) アプリを提供するまでの手続



(2) アプリの利用促進

ア 正規のアプリストアへの登録

アプリ提供者は、利用者からの信頼を得て、利用を増やしていくために、各事業者が運営する正規のアプリストア（Android アプリは Google 社の「Google Play」、iOS アプリは Apple 社の「App Store」等）へ掲載の申請を行い、認可を受ける。

イ 京都市情報館（本市ホームページ）への掲載

多くの市民や観光客等に利用していただくため、本市が提供するアプリをすぐに見つけることができるように、アプリの一覧を情報化推進室が作成し、京都市情報館に掲載する。掲載の手続は、以下のとおり。

- (ア) アプリ提供者は、「京都市スマートフォンアプリケーション一覧掲載依頼書（様式1）」を情報化推進室へ提出する。
- (イ) 情報化推進室は、京都市情報館の「京都市スマートフォンアプリケーション一覧」ページに当該アプリを掲載し、「京都市スマートフォンアプリケーション一覧掲載通知書（様式2）」をアプリ提供者へ送付する。
- (ウ) アプリ提供者は、アプリの提供を終了する場合、公式ストアへ掲載終了の申請を行うとともに、「京都市スマートフォンアプリケーション一覧削除依頼書（様式3）」を、情報化推進室へ提出する。
- (エ) 情報化推進室は、「京都市スマートフォンアプリケーション一覧」ページから当該アプリの掲載を削除し、「京都市スマートフォンアプリケーション一覧削除通知書（様式4）」をアプリ提供者へ送付する。

5 アプリの安全な活用

アプリは、スマホの電話帳データなどの利用者情報を容易に取得することができるため、本市として、取得可能な利用者情報を明確にするとともに、利用者情報を取得する場合は、個人情報等の取扱いの考え方を明らかにしたプライバシーポリシー（以下「ポリシー」という。）を作成する。

(1) 利用者情報を取得する場合の留意点

ア 利用者情報の種類

アプリで取得できるスマホの利用者情報及びその個人識別性の有無・プライバシー侵害の危険性等を以下に記載する。

| | 項目 | 含まれる情報 | 個人識別性など |
|---|---------------|--|--|
| 1 | 電話帳(アドレス帳)データ | 氏名・メールアドレス・電話番号・住所などの個人情報データ | 個人を特定できる。 |
| 2 | 端末固有 ID ※ | AndroidOS が生成する AndroidID, iOS 端末の UDID などのデータ | ID のみでは個人を識別できないが、ID に紐付けて位置情報等を取得するとプライバシー侵害のおそれがある。 |
| 3 | 通信履歴 | 通話内容・履歴, メール内容・送受信履歴などのデータ | 通話履歴により, 個人情報を特定できる場合がある。通話内容等は, プライバシー侵害のおそれがある。 |
| 4 | ウェブページ上の行動履歴 | ページの閲覧履歴, 検索履歴などのデータ | ウェブページ上の行動履歴・アプリの利用履歴・位置情報は, 長時間にわたり記録し, 他の情報と相互に関連付けることで, 個人の推定ができるため, プライバシー侵害のおそれがある。 |
| 5 | アプリの利用履歴 | アプリの利用時間, 利用頻度などのデータ | |
| 6 | 位置情報 | スマホの GPS により取得できる位置情報データ | |
| 7 | 写真・動画 | スマホで撮影された動画や写真データ | 内容により, プライバシー侵害のおそれがある。顔認識等の技術が進展すれば, 個人を特定できる可能性もある。 |

※ 契約者 ID・端末固有 ID などが該当する。

イ 利用者情報の活用目的

利用者情報の活用目的は、以下の三つに分類される。

(7) アプリのサービスに活用する場合

周辺観光案内など、利用者に利便性の高いサービスを提供するために、位置情報等の利用者情報を活用する場合

(イ) アプリの品質向上等に活用する場合

アプリの品質向上や新サービス提供のために、利用者情報を活用する場合

(ウ) 将来的なアプリへの活用を見込んで取得する場合

現段階では利用者情報をアプリのために活用しないが、将来的な活用を見込んで、利用者情報を取得する場合

ウ ユーザー情報を取得する場合の判断基準

「ア ユーザー情報の種類」の「項目」について、「イ ユーザー情報の活用目的」の三つの分類ごとに、その取得の判断基準を以下に記載する。

下記のうち、「△」の利用者情報を取得する場合は、事前に情報化推進室へ相談すること。

「×」の利用者情報の取得は、原則不可であるが、取得する必要がある場合は、情報化推進室へ相談のうえ、情報化推進室長の許可を得ること。

| | 項目 | アプリのサービスに活用する場合 | アプリの品質向上等に活用する場合 | 将来的なアプリへの活用を見込んで取得する場合 |
|---|---------------|-----------------|------------------|------------------------|
| 1 | 電話帳(アドレス帳)データ | × | × | × |
| 2 | 端末固有 ID | △ | △ | |
| 3 | 通信履歴 | × | × | |
| 4 | ウェブページ上の行動履歴 | × | × | |
| 5 | アプリの利用履歴 | △ | △ | |
| 6 | 位置情報 | ○ | △ | |
| 7 | 写真・動画 | △ | △ | |

○：取得可能，△：他に方法がなく安全を確保できる場合は取得可能，×：原則取得不可

エ ユーザー情報を取り扱う場合の注意事項

(ア) アプリ提供者は、利用者情報を取得する場合、利用者に対して分かりやすい説明を行い、適正な手段により利用者情報を取得し、適切な安全管理の下、個人情報の漏えいやプライバシー侵害につながらないように対策しなくてはならない。

(イ) アプリで取得した利用者情報を、原則、第三者提供してはいけない。ただし、アプリ提供者が、提供するサービスの達成に必要な範囲内において、利用者情報の取扱いの全部又は一部を外部委託することは第三者提供には該当しない。この場合、委託先における利用者情報の取扱いの安全管理については、アプリ提供者が監督責任を負う。

(2) ポリシーの作成・掲載等

ア ポリシーの作成

利用者情報を取得する場合は、アプリ提供者が個人情報等を取り扱う上での考え方を明らかにしたポリシーを作成する（「ひな形1」と「エ ポリシーに掲載する項目」を参照）。

イ ポリシーの掲載

ポリシーは、アプリ利用開始後も、利用者がアプリから容易に見られる場所に掲載する。

ウ ユーザー情報を取得する場合の同意取得

ポリシーは、アプリの「ダウンロード前」、「インストール前」又は「初回起動時」に表示させ、ユーザー情報の取得について利用者の同意を得ること。その場合、スペースの関係上、ポリシーの全文を表示させることが難しい場合は、概要版を作成し、ポリシー全文へのリンク先を明記する（「ひな形2」を参照）。

エ ポリシーに掲載する項目

(ア) 定義

ユーザー情報を取得するアプリ提供者の名称を含めて、ポリシーの定義を明記する。

(イ) 取得する情報、利用者が登録する情報

a 取得する情報の項目、利用目的、取得方法

アプリから取得する全てのユーザー情報について、アプリ提供者が利用者へ明示する必要性が高いと判断した順に、利用目的・取得方法（自動取得・手動取得）を具体的に明記する。

b 利用者が登録する情報

利用者が登録する必要のある情報（氏名、Eメールアドレス等）について、その利用目的を具体的に明記する。

※ 取得した情報を第三者提供しないことも、それぞれ明記する。

(ウ) 同意

ユーザー情報の取得について同意を得ること、同意が得られなかった場合にサービスを制限することを明記する。

(エ) 外部送信

取得した情報の転送（保管）先を明記する。

(オ) ユーザー関与の方法

利用者の操作や申出により、ユーザー情報の全部又は一部の取得停止、変更、削除、利用停止を行う方法について明記する。

(カ) サービスの終了と情報の取扱い

サービスを終了する方法と、アプリ提供者が取得した情報の廃棄について明記する。情報の廃棄については、保存期間を明記する。

(キ) ポリシー等へのリンク

ポリシー、京都市個人情報保護条例等の掲載先を明記する。

(ク) 情報の開示、提供

利用者から取得した情報を、原則、開示・提供しないことを明記する。また、例外の規定についても明記する。

(ケ) 問合せ窓口

アプリ提供者は、ユーザー情報の取扱いに関する苦情や相談への適切かつ迅速な対応に努めるため、苦情相談窓口・連絡先を設置するなど必要な体制を整備し、問合せ窓口の連絡先等（電話番号、メールアドレス等）を明記する。

(コ) 変更

ポリシーの変更を行う場合の手続について明記する。

〇〇〇アプリケーション・プライバシーポリシー

以下は、ひな形です。必要に応じて、加筆修正してください。

第1条 (定義)

この〇〇〇アプリケーション・プライバシーポリシー (以下「本ポリシー」という。) は、△△△ (例：京都市総合企画局情報化推進室) が提供するスマートフォン用アプリケーション (〇〇〇) (以下「本アプリ」という。) 及び本アプリに関するサービス (以下「本サービス」という。) における利用者情報の取扱いを定めたものです。

第2-1条 (取得される情報の項目, 利用目的, 取得方法)

本アプリ及び本サービスの利用に際して、以下の利用者情報を以下の利用目的のために本アプリ経由で自動的に取得します。また、この情報を、第三者へ提供することはありません。

| 取得する情報の項目 | 利用目的 | 取得方法 |
|--------------------------------|----------|------|
| GPSによる端末の位置情報 | 〇〇の提供のため | 自動 |
| アプリ利用履歴, GPSによる端末の位置情報, 端末固有ID | △△の提供のため | 自動 |
| GPSによる端末の位置情報, 写真・動画 | □□の提供のため | 手動 |

第2-2条 (利用者により登録していただく情報)

利用者に登録していただく情報 (氏名等) がある場合のみ記載してください。

本アプリの初回起動時に、〇〇, 〇〇, 〇〇を登録していただきます。また、任意に提供していただける場合、〇〇, 〇〇について登録していただく場合があります。登録していただいた情報については、〇〇の利用目的のために利用し、第三者へ提供することはありません。

第3条 (同意)

- 1 本アプリ及び本サービスは、本ポリシーを確認していただいたうえで利用してください。本ポリシーは、第7条に記載の場所に掲示しており、この掲示をもって公表したものとします。利用者は本アプリをインストールする際に、本ポリシーを確認してください。
- 2 〇〇の利用目的のために、〇〇の情報を取得する場合には、個別の情報の取得について同意を取得します。同意をいただけない場合には、〇〇の機能は利用していただけません (又は、本アプリの使用はできません)。

第4条（外部送信）

第2-1条及び第2-2条に基づき取得された情報については、△△△の設置するサーバに転送され、目的の範囲で使用されます。

第5条（利用者関与の方法）

本サービスでは、利用者の操作により、利用者の情報の全部又は一部の取得停止、変更、削除、利用停止を行うことができます。

- 1 利用者が登録された利用者情報のうち、氏名、Eメールアドレス、ユーザー名、パスワード、居住地につきましては、本アプリの利用者情報の確認、変更画面より変更が可能です。
- 2 利用者が端末のGPS機能をOFFにすることで、詳細な位置情報の取得が停止されます。この場合も、通信事業者の基地局による大まかな位置情報の取得による地図の表示及びナビゲーションは利用できます。

第6条（サービスの終了と情報の取扱い）

本サービスは、利用者が本アプリの削除（アンインストール）又は〇年（〇箇月）以上利用されなかった場合には、利用を終了されたものとします。

- 1 利用者が、本アプリを削除（アンインストール）された場合、利用者より取得、保存した利用者の情報は、全て端末より直ちに削除され、本サービス上のサーバからは適切な管理の下、定期的なメンテナンス時に廃棄されます。
- 2 利用者が、本アプリ及び本サービスを〇年以上利用されなかった場合、本市は利用を終了されたものとして、利用者から取得、保存した情報を本サービスのサーバ上から適切な管理の下、廃棄します。情報の取扱いについて不明なことは、第9条の問合せ窓口へ連絡してください。

第7条（本ポリシー等へのリンク）

本ポリシーの最新版は、以下のURLから確認してください。本市が収集し、管理する個人情報については、京都市個人情報保護条例の規定が適用されます。

- 1 本アプリのアプリケーション・プライバシーポリシー
本アプリのトップ画面→設定→アプリケーション・プライバシーポリシー
<http://www.xxxx.xxxx.co.jp/xxxx/xxxx/>（※リンクを張る）
- 2 京都市個人情報保護条例
本アプリのトップ画面→設定→京都市個人情報保護条例
http://www1.g-reiki.net/kyoto/reiki_honbun/k102RG00000027.html
（※リンクを張る）

第8条（情報の開示、提供）

本市は、利用者の同意を得ることなく、本アプリ及び本サービスにおいて利用者から取得し、保存した情報を開示又は提供することはありません。ただし、以下の場合は除きます。

- 1 法令（条例を含む。）に定めがあるとき。
- 2 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 3 その他、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第9条（問合せ窓口）

本アプリ及び本サービスにおける利用者情報の取扱いに関する問合せ、相談は以下の窓口でお受けします。

- 1 窓口名称
△△△（例：京都市総合企画局情報化推進室）
- 2 問合せ方法
以下の問合せフォーム又は電話連絡先へ問合せてください。
- 3 問合せフォーム
<http://www.xxxx.xxxx.co.jp/xxxx/xxxx/xxxx/>（※リンクを張る）
- 4 電話連絡先
075-XXX-XXXX

第10条（変更）

本ポリシーは改定されることがあります。

- 1 本アプリのバージョンアップに伴って、利用者情報の取得項目の変更や追加、利用目的の変更がある場合には、ダウンロード前に通知し、重要なものについてはインストール前又はインストール時に改めて同意を取得します。
- 2 その他、利用者情報の取得項目の変更や追加、利用目的の変更、第三者提供等について変更がある場合には、メッセージ機能及び登録していただいたEメールを通じてお知らせすると同時に、重要なものについては改めて同意を取得します。

〇〇〇アプリケーション・プライバシーポリシー (概要版)

以下は、ひな形です。必要に応じて、加筆修正してください。

△△△ (例：京都市総合企画局情報化推進室) の本アプリ及び本サービスにおける利用者情報の取扱いの概要は以下のとおりです。以下の内容に同意いただけない場合は、〇〇の機能は利用いただけません (又は、本アプリの使用はできません)。詳細につきましては、〇〇〇アプリケーション・プライバシーポリシー (※リンクを張る) を必ず確認していただき、内容を理解したうえで、利用してください。

- 1 本アプリで取得する情報と目的は以下のとおりです。
 - (1) 〇〇の提供：GPSによる位置情報 (自動取得)
 - (2) △△の提供：GPSによる端末の位置情報、端末固有ID、アプリ利用履歴 (自動取得)
 - (3) □□の提供：GPSによる端末の位置情報、写真・動画 (手動取得)
- 2 本サービスは、利用者が本アプリの削除 (アンインストール) 又は〇年以上利用されなかった場合に終了するものとし、適正な管理の下、利用者に提供していただいた情報を廃棄します。
- 3 本サービスでは、利用者の操作により、利用者の情報の全部又は一部の取得停止、変更、削除、利用の停止をすることができます。
- 4 本アプリ及び本サービスにおける利用者情報の取扱いに関する問合せ、相談は以下の窓口でお受けします。
 - (1) 窓口名称
△△△ (例：京都市総合企画局情報化推進室)
075-XXX-XXXX
 - (2) 問合せ方法
下記問合せフォーム又は電話連絡先へお問合せください。
 - (3) 問合せフォーム
<http://www.xxxx.xxxx.co.jp/xxxx/xxxx/> (※リンクを張る)
 - (4) 電話連絡先
075-XXX-XXXX

詳細は、〇〇〇アプリケーション・プライバシーポリシー (※リンクを張る) を確認してください。

(様式1)

年 月 日

総合企画局情報化推進室
情報化推進室長

局区 部室 課長
(担当： -)

京都市スマートフォンアプリケーション一覧掲載依頼書

下記のスマートフォンアプリケーションを作成しましたので、京都市情報館の「京都市スマートフォンアプリケーション一覧」ページへの掲載を依頼します。

記

| | | | |
|---------------|--------|------------------------------|------------------------------|
| 名称 | | | |
| 主管課 | | | |
| サービス内容 | | | |
| i O S | 対応 | <input type="checkbox"/> 対応済 | <input type="checkbox"/> 未対応 |
| | 公式ストア※ | <input type="checkbox"/> 登録済 | <input type="checkbox"/> 未登録 |
| | URL※ | | |
| A n d r o i d | 対応 | <input type="checkbox"/> 対応済 | <input type="checkbox"/> 未対応 |
| | 公式ストア※ | <input type="checkbox"/> 登録済 | <input type="checkbox"/> 未登録 |
| | URL※ | | |

※ 対応済の場合のみ記載する。

(様式2)

平成 年 月 日

局区 部室 課長

総合企画局情報化推進室
情報化推進室長
(担当： -)

京都市スマートフォンアプリケーション一覧掲載通知書

貴課からの京都市スマートフォンアプリケーション一覧掲載依頼書に基づき、下記のとおり、京都市情報館の「京都市スマートフォンアプリケーション一覧」ページへの掲載を完了しましたので、通知します。

記

| | |
|---------------|--|
| 名称 | |
| i O S | <input type="checkbox"/> 掲載済 <input type="checkbox"/> その他（備考欄のとおり） |
| A n d r o i d | <input type="checkbox"/> 掲載済 <input type="checkbox"/> その他（備考欄のとおり） |
| 備考 | |

(様式3)

年 月 日

総合企画局情報化推進室
情報化推進室長

局区 部室 課長
(担当 : -)

京都市スマートフォンアプリケーション一覧削除依頼書

下記のとおり、スマートフォンアプリケーションの提供を終了しましたので、京都市情報館の「京都市スマートフォンアプリケーション一覧」ページからの削除を依頼します。

記

| | | | |
|---------------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| 名称 | | | |
| 主管課 | | | |
| i O S | アプリ提供 | <input type="checkbox"/> 終了 | <input type="checkbox"/> 継続 |
| | 公式ストアへの終了申請※ | <input type="checkbox"/> 対応済 | <input type="checkbox"/> 対応中 |
| | URL※ | | |
| A n d r o i d | アプリ提供 | <input type="checkbox"/> 終了 | <input type="checkbox"/> 継続 |
| | 公式ストアへの終了申請※ | <input type="checkbox"/> 対応済 | <input type="checkbox"/> 対応中 |
| | URL※ | | |
| 備考 | | | |

※ アプリ提供を終了する場合のみ記載する。

(様式4)

平成 年 月 日

局区 部室 課長

総合企画局情報化推進室
情報化推進室長
(担当： -)

京都市スマートフォンアプリケーション一覧削除通知書

貴課からの京都市スマートフォンアプリケーション一覧削除依頼書に基づき、下記のとおり、京都市情報館の「京都市スマートフォンアプリケーション一覧」ページからの削除を完了しましたので、通知します。

記

| | |
|----|--|
| 名称 | |
| 備考 | |